

手当を受けるためには欠かせない手続きです

現況届の提出をお忘れなく

現況届は、受給者の前年の所得や8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届出です。この届出の提出がない場合は、11月以降の手当の支給を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

【児童扶養手当】

●受給できる人

次のいずれかのケースに該当する、18歳（障がいがある場合は20歳未満）の誕生日を迎えた後、最初の3月31日までの児童を監護している母、父または養育者

▶支給対象となるケース

▷父母が離婚 ▷父または母が死亡 ▷母が未婚で懐胎 ▷父または母から1年以上遺棄 ▷父または母が生死不明 ▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁 ▷父または母が施行令に定める程度の障がいの状態 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている

●手当の月額（令和8年4月）

区 分	児童1人	児童2人目以降の加算額
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	11,340円～48,040円	5,680円～11,340円

※支給には所得要件があります。

●手当の一部支給停止措置について

児童扶養手当の受給開始から5年を経過するなどの要件に該当する場合は、支給額の2分の1が支給停止となる場合があります。ただし「適用除外の事由」に該当し、届出書を提出した場合は減額されません

▶適用除外の事由とは…

▷就業している ▷求職活動など自立のための活動をしている ▷身体上または精神上の障がいがある ▷負傷または疾病などにより就労することが困難である など

【特別児童扶養手当】

●受給できる人

精神または身体が法で定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

重度障がい児（1級）	1人につき	58,450円
中度障がい児（2級）	1人につき	38,930円

※支給には所得要件があります。

☎ 役場健康子育て応援課子ども育成・支援係（☎82-5964）



「ひとり」じゃないよ 一緒に考えよう

いじめや虐待などの悩みは「こどもの人権110番」に相談を



8月28日（金）から9月3日（木）までの1週間は、「こどもの人権相談」強化週間です。いじめや体罰、不登校、児童虐待など、こどもの人権に関する相談を電話とLINEで受け付けます。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じ、相談内容の秘密は固く守られます。一人で悩まず、気軽に相談ください。

▶こどもの人権110番とは

いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる人権問題は周囲の気づかれにくいところで発生しています。こどもの人権110番は、こどもが発するSOSをいち早く受け止め、解決につなげるための専用相談電話です。こどもだけでなく、こどもに関する悩みをお持ちであれば、どなたでも利用できます

▶電話相談

こどもの人権110番（☎0120-007-110）

※IP電話を利用する人は、☎092-739-4175へ電話してください。

▶相談時間

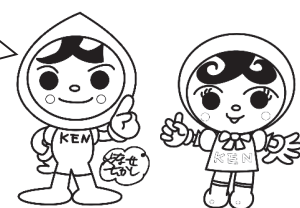
▷8月28日（金）、31日（月）～9月3日（木）＝8時30分～19時
▷8月29日（土）・30日（日）＝10時～17時

▶LINE相談

QRコードを読み取るか「法務局LINEじんけん相談」で検索し、友だち追加して相談ください



こどもの人権110番は、強化週間以外も8時30分から17時15分まで相談を受け付けています。なお、受付時間外と土日祝日は留守番電話で対応しています



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

☎ 役場社会教育課人権同和推進係（☎82-5800）

敬老事業は今年度も対象を拡大します

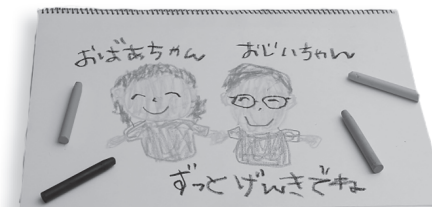
65歳以上の皆さんにお買物券をお配りします

高齢者の皆さんの長寿をお祝いするとともに日々の生活を応援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、昨年度と同様に例年の敬老事業を拡大します。今年度も65歳以上の皆さんに、町内で使えるお買物券をお配りします。

☎ 役場福祉環境課高齢者支援係（☎82-1232）

●対象者・金額

年齢	誕生日	お買物券の額など
65歳～74歳	昭和27年4月2日～昭和37年4月1日	3,000円分
節目のお祝い対象者	75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
	77歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
	88歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
	99歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
	101歳以上	大正15年4月1日以前
76歳・78～87歳・89～98歳	昭和25年4月2日～上記以外の日	3,000円分



●発送時期 8月下旬より順次発送

※町内全域に発送するため、対象者全員に届くまで1か月程度かかります。
※町内の高齢者施設に入所している人は、施設を通じてお配りします。

●発送方法 簡易書留

※不在の場合は、郵便受けに不在票が入っていますので、郵便局に再配達の手続きを行ってください。なお、郵便局の保管期限が過ぎている場合は、役場に問い合わせください。

●お買物券使用期限 令和9年2月28日（日）

医療機関を受診する前に確認しましょう

医療機関には「マイナ保険証」または「資格確認書」を持参ください

令和7年12月2日に発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。経過措置として7月31日までは、有効期限が過ぎた保険証を医療機関などで提示しても、年齢や所得に応じた負担割合で受診することができましたが、8月からはマイナ保険証または資格確認書の提示が必要です。☎ 役場住民課保険年金係（☎82-5966）

【8月以降の受診時に必要なもの】

●マイナ保険証を持っている人

これまでどおりマイナ保険証を医療機関の受付に提示してください

●マイナ保険証を持っていない人

各保険者から交付された「資格確認書」を医療機関の受付に提示してください

【受診前に確認しましょう】

初診時に医療機関で本人確認や保険資格などの

確認ができないときは、保険証を忘れた場合と同様の対応が基本となるため一時的に10割負担を求められるケースも考えられます。医療機関を受診する前にマイナ保険証などを確認ください

※不明な点は、加入している各保険者に問い合わせください。

